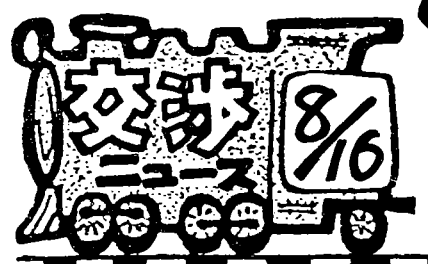


「余剩人員解消策」

「55でやめろ」といふ

勝利競争闘争ジェット塚三里！ 粉碎！ 行革調臨



「84年度末までに満年令56才、58才となる者の退職前提退職者」の
具体的取り扱い
について当局が提案

国鉄当局は七月十日に「余剩人員の調整策」を提案しましたが、八月十六日、「職員の出出による休職」適用者に関する具体的取扱いについて提案してきました。

当局の提案（8月16日）内容

七月十日、国鉄当局は経営政策の失敗を労働者に責任転嫁し、三万人の首切りを狙う「余剩人員調整策」を提案してきました。

今回の提案は、一九八四年度末までに年令満56才、57才及び58才となる者の「職員の申出による休職」適用者に関する具体的取扱いを明示したものです。

提案の内容は次のとおりです。

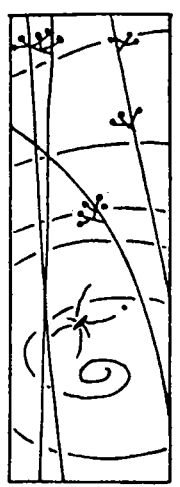
1. 休職中の賃金
基本給、扶養手当、都市手当及び住宅手当の一〇〇分の一〇〇を支払う。
2. 退職手当
退職手当支給事務基準規程第12条の規定による整理退職の場合の退職手当を支払う。
3. 特別昇給
退職の日に次の特別昇給を行う。
① 効績章受彰者又は、勤続25年以上の者については4号俸昇給させる。
② 前号のほか、勤続10年以上の者について

首切り攻撃を粉碎しよう

提案でも明らかのように、今年度だけの特例として認めた56才から58才の職員の退職前提の休職者について「退職条件を従来どおりにする」というものです。

これは「過員解消」とはかる当局が、55才以上の国鉄労働者全員の退職を狙った悪らつな攻撃に他なりません。

当局の不当な退職強要、高令者への首切り攻撃を断固粉碎しようではありませんか。



残暑お見舞申し上げます

賃金改訂交渉で当局が提案

当局は八月十六日「賃金改訂」第2回交渉において次の提案を行いました。

1. 高校卒採用給
九九七〇〇円とする
（従来より一四〇〇円増）
 2. 扶養手当
支払額を次のとおり改める。
① 配偶者及び18才未満の子
（従来より一五〇〇円増）
② 18才未満の孫、60才以上
（従来より五〇〇円増）
以上
- の父母及び祖父母、18才未満の弟妹並びに重度心身障害者（いずれか一方のみの場合を含む）扶養親族を有する者
月額 三〇〇〇円
（従来より五〇〇円増）